

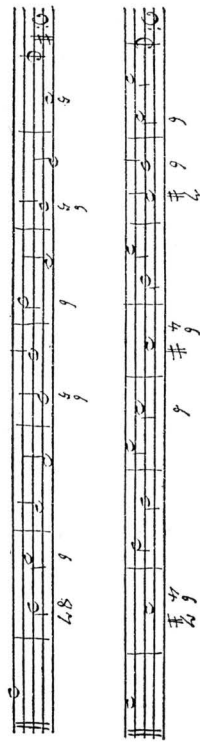
〔手書き〕(『音監回議書類』明治十七年下)

明治十八年二月定期試業第二年後期生

受持 辻則承

(甲)主和絃ニ於テ終ルトコロノモノハ其結尾ニ如何ノ感覺ヲ与ヘリ
ヤ並屬和絃中和絃等ニ終ルモノハ如何

(乙)第三音ノ重復ヲ許スハ和絃進行上ニ如何ノ關係アルニ由レリヤ



〔手書き〕(『音監回議書類』明治十八年)

明治十八年二月定期試業第三年後期見習生

受持 辻則承

(甲)静止法ニ幾許ノ種類アリヤ之ヲ明記セヨ



三 教材の出版

(一)『唱歌掛圖』および『小學唱歌集』の出版、『幼稚園唱歌』出版

音楽取調掛の最も急を要する仕事は教材の作成であった。明治十三年の春メーソンの着任と同時にその仕事は開始された。国語学者で作詞家の佐藤誠實(生没年不明)、稻垣千穎(生没年不明)、里見義(一八二四—一八八六)、加部巖夫(一八四九?)ら歌詞選定委員とメーソン、伊澤らの選曲委員とに分れ、選定された曲をまず掛図の形で一曲一曲仕上げる方法をとった。でき上がりしだい東京師範学校附属小学校の児童および同掛の伝習生に歌わせ、不適當な部分を訂正しつつ完成していった。掛図は教室で生徒の注意をいっせいに集中させる効果をねらったものである。のちに生徒一人一人が手にする便利さを考慮して『唱歌集』にまとめた。この唱歌作成について伊澤は次のように報告している。

學校唱歌ニ就キ要スル所ノ事項ハ樂譜及ビ歌詞ノ撰定、圖書ノ編輯、樂器ノ練習及ビ唱歌普及ノ方法トス

樂譜ノ本邦人若クハ西洋人ノ作ヲ撰用シ歌詞ハ既有ノ樂譜ニ從テ作為スルモノト樂譜ノ撰定ニ先チテ作為スルモノトノ二種トス

本邦人ノ作ニ出タル樂譜ハメーソン氏若クハ他ノ西洋人ニ托シテ其和声ヲ作ラシメザル可ラズ是レ此和声ノ事タル頗ル高尚ノ學科ニ屬シ今日我音楽家ノ未ダ為シ能ハザル所ノモノナリ

既有ノ樂譜ニ從テ歌詞ヲ作ルトキハ先其樂譜ヲ解剖シテ其旋法口調等ヲ考查シ若シ樂譜中歌作ノ法ニ適セザル所アレバ其譜ヲ改メ又歌詞中樂曲ノ法ニ適セザル所アレバ其詞ヲ替ヘ彼我折衷務メテ

歌曲ノ句調ニ合セシムベシ

楽譜ノ撰定ニ先チテ歌作ヲ為ストキハ其句數字數等ヲ定メ他日楽譜ヲ作ルニ當リ極メテ唱歌ニ適切ナラン事ヲ要スベシ

圖書ノ編纂ハ唱歌掛圖、唱歌本、及唱歌教授法トス

唱歌掛圖及唱歌本ハ過般編纂シタルモノ、体裁ニ從ヒ逐次編製シテ高等ノ唱歌ニ及ブベシ

唱歌教授法ハ目今當掛傳習人及師範學校生徒等ニ教授スル所ノモノニヨリテ選定スベシ是レ唱歌ハ新設ノ學科ナルヲ以テ其教授法モ新奇ニ屬シ容易ニ了解シ難キヲ以テ最モ此類ノ書ノ編輯ヲ要スル所以ナリ

唱歌掛圖 本掛創置ノ際ニ在テハ唱歌演習ノ時々之ヲ黑板若クハ黒壁ニ書シ以テ練習スルヲ常トセリ是レ一時ノ止ヲ得ザルニ出ルトイヘドモ之ヲ書冊ニ編シ剗剗ニ屬セシモノナキハ授業上許多ノ時間ヲ徒費シ為ニ進歩ノ害ヲ為ス事少シトセズ依テ本掛ニ於テ音階ノ圖長短符ノ區別等ヨリ起リ加フルニ本掛所撰ノ簡易ナル單音唱歌ヲ以テモ初學ノ階梯タルモノヲ編纂シテ唱歌掛圖ヲ製シ之ヲ印行ス明治十五年四月ヲ以テ功ヲ竣ル之ヲ唱歌掛圖初編及其續編ト為ス此月唱歌掛圖初編千五百部同續編之百部ヲ發刷シ之ヲ直轄諸學校并諸府縣及外國教育家等ニ配付セリ爾後更ニ益々稿ヲ續キ得ルトコロノ歌曲ヲ編輯シテ唱歌掛圖第二編ヲ製ス其功昨十六年六月ヲ以テ竣ル

唱歌集 唱歌集ハ唱歌掛圖中ノモノヲ取テ之ヲ冊子ニ印行シ各自生徒ノ便ニ供スルモノナリ即チ其初編ハ唱歌掛圖初編及其續編中ノモノヲ以テ成ル其刊行落成ハ明治十五年四月ニ在リ時ニ初編三千部ヲ發刊シ之ヲ直轄諸學校并諸府縣及外國教育家等ニ配付スル事ナホ

唱歌掛圖ノ如シ本書ハ最モ江湖ノ望ヲ滿タシ後數閱月ニシテ賣捌クトコロノ部數二千有數部ノ多キニ至レリ昨十六年早春更ニ三千部發刷ニ係ルト云ヘリ抑著書ノ世上ニ行ハル、ノ速カナル此ノ如キハ近代ノ著書ニ於テ其例稀ナルモノトス是ヨリ後更ニ高等ノ歌曲ヲ撰定シ之ヲ集メテ唱歌集第三編ト為ス是既ニ昨年十月裁定ヲ經印行ノ業目下着手ノ中ニアリ別ニマタ從來撰定スルトコロノ幼稚園用ノ唱歌ヲ集メ之ヲ幼稚園唱歌集ト為ス是レ目下裁定中ニ屬スルヲ以テ剗剗ニ付シ其功ヲ竣ルモ蓋シ遠キニアラザルベシ

〔手書き〕

〔音監經伺書類上下、音樂取調掛成績申報書〕明治十七年

唱歌集中スコットランドやアイルランドの民謡が多くみられるのは、ペンタトニック（五音音階）に基礎づけられた日本人には、この地方の民謡が理解しやすいと考えられたからであった。百年後の今日なお愛唱されている〈螢の光〉や〈庭の千草〉はまさにその証である。このように日本人の感性に合った外国の旋律を選び、日本語の優美かつ教育的な歌詞を当てて教材とするのが伊澤の基本方針であったが、メーソンにはそれがよく理解されず、しばしば食い違いが生じていたと伝えられている。次の英文書簡はその一つの例とみることができる。伊澤は日本における学校音楽創設のために招聘したはずのメーソンが、彼の方針を確かに認識しているかどうかを問いかけた手紙である。伊澤は「今、私はあなたに大切なことを書かなければなりません。私が話さないで、このような手紙にしましたのは、私の英語の語彙が少ないため私の言いたいことが表現できず、手紙ならばあなたもくり返し読むことができ、話を聞くよりも良策と思いましたが」と手紙にしたためた理由を述べ、日本的音楽の創作を彼にうながしている。

July 1st 1880 [明治13年]

Dairokuten chō

Kobinata Tokio

Mr. L.W. Mason.

My dear friend

Now I am in such a position that I must write a few lines to communicate you rather a grave thought. I prefer writing to speaking under such a circumstance, because it is impossible for me to express much complicated idea with a limited vocabulary of English under my command, and also because you will understand me better by reflecting many times on the written accounts than to hear once as the speech goes on.

Please understand me that I am a just and sincere friend of yours always doing the best as my ability permits towards your success, but, having no sort of selfish interest either directly or indirectly on the work which we ventured to undertake.

What I aim at is the good of my country and humanity at large. Up to this day, I have fought many fights to clear off the obstacles which would have stopped the progress of your work if left unchecked.

Although my official influence has been injured to some extent by acting such an awkward part, I did not care the least of such effect, for I took it better to help a friend who is left helpless in a strange land than to gain my influence.

I have not had the slightest wish to tell you these things if I have done sweet things, but take them because

they contain healthy ingredients.

If you have eyes to see, please see through my inner heart but not outward appearance.

I think you remember the first words expressed by the junior vice-minister of Education when you first met him.

He said you would learn to hear into Japanese music, and after being acquainted with those you will proceed to make musics for Japanese schools.

Such have been and still is the view which our Educational Department firmly holds.

You can clearly see that our aim is not the total adoption of European or American musics, but the making of a new Japanese music.

You are one of the best musician of higher esteem in America, and every one of us is willing to conform yours opinion, and take it as an authority. But, you as an educated liberal musician must grant a proposition that music should be national if there be any, especially this should be taken into grave consideration in the case of school music.

If we learn musics as some amateurs do, foreign music may be learned as they are, and songs may be sung from foreign words Chinese, Hindoo, English, or French as the case may be.

But, if we mean to have music as a branch in the national education the case become, entirely different.

Those pieces imported from foreign lands must more or less naturalized.

The songs must be of necessity of the Native words. I know not any case where the songs were sung from a foreign tongue except in some begotted mission schools.

I have no doubt that you will agree with me in having songs not of foreign language but of native one.

If so then it follows that the melody must in some cases be modified especially in the case where the two languages belong to entirely different families. Because it is entirely impossible to have accents and emphasises just at the places where ought to come according to a fixed melody with two languages.

A great favor, but, now I (have) to tell you all these things so that you shall not entertain (Any) doubt on the sincerity of words which I am going to express.

As our proverb says “A good medicine is found always to be distasteful to the mouth, and a strict advice is mostly unpleasant to the ear,” so my words may be coarse and unpleasant in outward expression, but, the inner motive is in reality a healthy one. Who would venture to speak unpleasant but healthy words except ones friend, and who would desire to utter sweet but poisonous words except his enemies? What I intend to say is by no means sweet things, but, take them because they contain healthy ingredients. If you have eye to see (please) do not judge from the outside (shape), but see through the inner heart.

I think you remember the very first words expressed by our junior Vice-Minister of Education when you first met him. He said you should learn to hear into Japanese musics however imperfect they may be, and then proceed

to make a plan for musical education in Japanese schools. Such has been and still is the view which our department aims at. You can see from this and also from what I am always speaking that our aim is not entire adoption of European Musics, but the making or refining Japanese Music by assimilating the elements of both Native and European Musics as.

(原資料は上伊那郷土館蔵、信濃教育会編『伊澤修二選集』九六六(九六九頁)

伊澤修二の唱歌作成の趣旨は、次の『小學唱歌集』初編の緒言で明らかである。

『小學唱歌集』

緒言

凡ソ教育ノ要ハ德育智育體育ノ三者ニ在リ而シテ小學ニ在リテハ最モ宜ク徳性ヲ涵養スルヲ以テ要トスヘシ今夫レ音楽ノ物タル性情ニ本ツキ人心ヲ正シ風化ヲ助ケルノ妙用アリ故ニ古ヨリ明君賢相特ニ之ヲ振興シ之ヲ家國ニ播サント欲セシ者和漢歐米ノ史冊歴々徴スヘシ曩ニ我政府ノ始テ學制ヲ頒ツニ方リテヤ已ニ唱歌ヲ普通學科中ニ掲ケテ一般必須ノ科タルヲ示シ其教則綱領ヲ定ムルニ至テハ亦之ヲ小學各等科ニ加ヘテ其必ス學ハサル可カラサルヲ示セリ然シテ之ヲ學校ニ實施スルニ及ンテハ必ス歌曲其當ヲ得聲音其正ヲ得テ能ク教育ノ真理ニ悖ラサルヲ要スレハ此レ其事タル固ヨリ容易ニ擧行スヘキニ非ス我省此ニ見ル所アリ客年特ニ音楽取調掛ヲ設ケ充ルニ本邦ノ學士音楽家等ヲ以テシ且ツ遠ク米國有名ノ音楽教師ヲ聘シ何方

討究論悉シ本邦固有ノ音律ニ基ツキ彼長ヲ取り我短ヲ補ヒ以テ我學
校ニ適用スヘキ者ヲ撰定セシム爾後諸員ノ協力ニ頼リ稍ヤク數曲ヲ
得之ヲ東京師範學校及東京女子師範學校生徒并兩校附属小學生徒ニ
施シテ其適否ヲ試ミ更ニ取捨選擇シ得ル所ニ隨テ之ヲ録シ遂ニ歌曲
數十ノ多キニ至レリ爰ニ之ヲ割削ニ付シ名ケテ小學唱歌ト云是レ固
ヨリ草創ニ属スルヲ以テ或ハ未タ完全ナラサル者アラント雖モ庶幾
クハ亦我教育進歩ノ一助ニ資スルニ足ラント云爾

音樂取調掛長

明治十四年十一月

伊澤修二 謹識

唱歌選曲の対象となつた資料はメーソンがアメリカから持参したフラ
ンクリン・スクエアソングコレクション、メーソン編著の掛図およびミ
ュージック・リーダーである。原曲が明記されていない曲の中には（仰
げば尊し）のように、雅楽部の伶人たちの作曲と思われる曲がいくつ
みられる。

『小學唱歌集』

目次

原曲および日本語の歌詞の作家が明らかなものは記しておく。遠藤宏
著『明治音楽史考』および伊澤修二の『唱歌略説』に準拠した。本来文
部省に版權のある唱歌は作者など個人名は明らかにされない。

初編

- 1 かをれ 稲垣千穎作詞
- 2 春山 //
- 3 あがれ //

- 4 いはへ //
- 5 千代に [アメリカの賛美歌]
- 6 和哥の浦 //
- 7 春は花見 //
- 8 鶯 [アメリカの賛美歌]
- 9 野辺に <美しき世> (Hohman ジョイブリン子供唱歌集)
- 10 春風
- 11 桜紅葉
- 12 花さく春
- 13 見わたせば ルーソウ作曲 柴田清熙・稲垣千穎作詞
- 14 松の木蔭 原曲<Trust in God>
- 15 春のやよひ 天竺国ヨリ出テ欧州諸国ニ伝ワル 詞は慈鎮和尙〔今様〕
- 16 わが日の本 天竺国ヨリ出テ欧州諸国ニ伝ワル [アメリカの讚美歌]
- 17 蝶々 スペイン民謡 野村秋足・稲垣千穎作詞
- 18 うつくしき スコットランド民謡<The blue bell of Scotland> 稲垣千穎作詞
- 19 閨の板戸
- 20 螢 スコットランド民謡<Auld Lang Syne>
- 21 若柴 ネーグリの作曲<Sowing Flowers> 稲垣千穎作詞
- 22 ねむれよ子
- 23 君が代 ウェブ作曲<Glorious Apollo> 詞は古今集〔読

- 人知らず)・源頼政
- 24 思いいづれば スコットランド曲 稻垣千穎作詞
- 25 薫りに知らるる 〈Oto〉 里見義作詞
- 26 隅田川 グレゴリヤン・チャント 里見義作詞
- 27 富士山 ハイドン作曲 加部巖夫作詞
- 28 おぼろ 〈Murmur gentle lyre〉 (原曲三部合唱)
- 29 雨露 シシリア民謡 (クリスマスの民謡)
- 30 玉の宮居
- 31 大和撫子 芝葛鎮作曲 稻垣千穎・里見義作詞
- 32 五常の歌 芝葛鎮作曲 稻垣千穎作詞
- 33 五倫の歌 メーソン作曲 孟子詩集『滕文公』より
- 第二編
- 34 鳥の声 ドイツ民謡 〈Winter adieu〉
- 35 霞か雲か 〈All birds come〉
- 36 年たつ今朝 ネーゲリの作曲したものがドイツ民謡になった曲
- 37 かすめる空 Schade 作曲 〈The rain〉 (原曲三部合唱)
- 38 燕 芝葛鎮作曲 里見義作詞
- 39 鏡なす
- 40 岩もる水 〈The moon〉 (原曲三部合唱)
- 41 岸の桜 南仏民謡といわれるが不詳
- 42 遊獵
- 43 み谷の奥 アイルランド民謡風
- 44 皇御國 伊澤修二作曲 里見義作詞
- 45 栄行く御代 ポルトガル曲、リーディングの作曲ともいわれる (「クリスマス賛美歌へ神のみ子はこよいも」で親しまれている曲)
- 46 五月の風 ロベルト・アラン作曲 加部巖夫作詞
- 47 天津日嗣
- 48 太平の曲 ケラル作曲
- 49 御寺の鐘の音 〈Hark! The distant clock〉
- 第三編
- 50 やよ御民 ハイドン作曲の「四季」最初の合唱〈春〉の歌
- 51 春の夜
- 52 なみ風
- 53 あふけば尊とし
- 54 雲 カルコウト作曲
- 55 寧楽の都
- 56 才女 ジョン・スコット夫人作曲 里見義作詞
- 57 母のおもひ
- 58 めぐれる車 G. W. Fischer 作曲 〈復活祭前聖金曜日〉 (ジヨイブリン子供唱歌集)
- 59 墳墓
- 60 秋の夕暮
- 61 古戦場
- 62 秋草
- 63 富士筑波 俗曲〈黒髪〉の初めと終りの旋律
- 64 園生の梅 箏組歌

- 65 橘 雅楽唱歌
- 66 四季の月 雅楽唱歌
- 67 白蓮 雅楽唱歌
- 68 学び
- 69 小枝
- 70 船子 <Row, row, row, your boat>(輪唱) 里見義作詞
- 71 鷹狩
- 72 小船 「モーツァルト作曲「魔笛」のババゲーノのアリア <Ein Mädchen oder Weibchen>から」
- 73 誠は人の道 モーツァルト作曲<Trust and Honesty>
- 74 千里の道 <Charming Sally>か? 里見義作詞
- 75 春の野 J. Fr. Reichardt 作曲<Arrival of Spring>
- 76 瑞穂 ドイツ民謡<夕べの歌 The evening twilight>
- 77 楽しわれ <Evening song> 里見義作詞
- 78 菊(庭の千草) アイルランド民謡として知られるトーマス・ム
ーア作曲<The last rose of summer>
- 79 忠臣 ポルトガル民謡
- 80 千草の花 <Autumn song>
- 81 きのみ今日
- 82 頭の雪 ドイツ民謡
- 83 さげ花よ Henri Abraham César 作曲の賛美歌<Lord,
we come before Thee now>
- 84 高嶺
- 85 四の時
- 86 花月 [アメリカの讚美歌]
- 87 治る御代 Schade R. P. Lambillotte 作曲<As the dewy>
- 88 祝へ吾君を <Song of the Fatherland>
- 89 花鳥 H. Werner 作曲<The wild rose> 里見義作詞
- 90 心は玉
- 91 招魂祭

徳育をモットーとする唱歌歌詞の選定には特に入念な検討が行われた。歌詞の入れ替えをめぐる、文部省と意見を交換した多数の文書が残されている。左記の文書はそれらの中の『唱歌掛圖』初編および『唱歌集』初編に関するやりとりである。

明治十四年十二月一日草稿を文部省に提出。同省よりの意見に対し十二月二十一日付で返答している。

伊澤修二

佐藤誠實稲垣千頰兩人ノ意見異同之諸点審按ノ上猶篤ト協議ヲ遂ケ左之通鄙見取調差出候条御検閲ノ上御決裁相成度候

第一函第一曲ノ「ヒラケ」ハ語格ノ議論六ヶ敷ニ付「カヲレ」ニ改候方可然候、

同函第二曲ハ佐藤誠実ノ異見有之候得共「サガレ」ヲ「クダレ」ニ改ルトキハ「アガレ」モ亦「ノボレ」ニ改メザレハ語勢宜キヲ得ザルベシ然ルニ雲雀ノ「アガル」ト云フハ常ナレトモ「ノボル」ト云フハ餘リ不聞事ニ有之候、若又之ヲ「オリヨ」ニ改ムルトキハ前ニ島田書記官ノ申サレタルト同一理ニテ「アガレ・オリヨ」ニテハ声曲ニ適セザルノミナラス語勢モ甚悪シ、且是等ノ曲ハ初学生徒ニ

楽譜ヲ唱ハシムルヲ專旨トシ決シテ高尚ナル語学ヲ教ルヲ要旨トスルニ非ス故ニ言葉ハ可成的俗ニ近キモノヲ取ルヲ目的トセリ依テ此曲ハ旧ノ儘存シ置テ可然候

同図第三曲及第六曲ハ別紙朱字ノ通り新曲ニ改メ候方可然候

同図第四曲ハ稲垣千穎ノ意見ニ隨ヒ旧ノ儘存シ置キ可然候

同図第七曲ノ「ツモレ、タマレ」ハ「フレヤ、ウテヤ」ニ改メ「オザ、」ハ「サ、バ」ニ改メ候ハ、別ニ異議無之事ニ被存候

第二図三ノ第二曲ハ佐藤誠實ノ意見ニ隨ヒ「オホヘ」ヲ「シゲレ」ニ改ム可ク候、

第三図第一曲ノ「秋ミテツゲマセ」ハ稲垣千穎ノ意見ヲ取り旧ノ儘存シ置キ可然候、

第四図ノ唱歌ハ出處ノ如何ニ拘ラス教科ニ用キテ毫モ差支無之事ト被存候

第六図第二曲及第三曲ハ佐藤誠實ノ意見ヲ取り「ネタ」ヲ「ネル」ニ改ムベク候

第七図第二曲ノ「オリハヘテ」ハ稲垣千穎ノ意見ノ通り旧ノ儘存シ置キ可然候

第八図第一曲及第二曲モ前同断の見込ニ有之候

第九図第二曲ノ「ナカバヲ」ハ稲垣千穎ノ意見通り存シ置キ「木々コソ」ハ佐藤誠實ノ意見ニ隨ヒ「枝コソ」ニ改ムベク候

第十一図唱歌ノ「ヤ、サシソメテ」ヲ佐藤ノ意見ノ如ク「サシソメヌレバ」ニ改ムルトキハ唱歌ノ際口調甚悪シ、故ニ旧ノ儘存シ置キ然ルベシ尤「霞ノナカ」ハ「霞ノウチ」ニ改メ可申候

第十二図第一曲ノ「螢ノアカリ」ハ佐藤ノ意見ニ隨ヒ「螢ノヒカ

リ」ニ改メ他ハ當掛ノ見込ヲ以テ朱字ノ通り訂正致シ候

同図第二曲及第四曲ハ稲垣千穎ノ意見ヲ取り旧ノ儘存シ置キ可然候

第十三図唱歌ハ小學生徒ニハ少ク不適當ノ箇所有之候ニ付相省候方可然候

第十四図第一曲ノ「サバレ石」ハ稲垣千穎ノ意見ニ隨ヒ旧ノ儘存シ置キ可然候

〔島田三郎編輯局長の意見〕

音楽ヲ以テ風教ヲ裨ルノ具トスルハ我儘ニ新奇ナルガ故ニ此事ヲ施行スルニ方リテハ世間多少ノ議アルベシト信ズ第一ニハ其益ノ有無ニ就テ論ジツバイテハ言語ノ正否意義ノ當否ヲモ議スルナルベシ故ニ音曲ノ調和ハ勿論言語ニ至リテモ成ルベク他ニ議論アルベシト認ムルモノハ之ヲ避ル方可然又意義モ允カナラズトノ疑アルモノハ之ヲ除カン事ヲ希望ス因テ左ノ二項ヲ附記ス

第一図第二曲ハ「サガレ」ノ字ハ「クダレ」ノ優ルニ如ズト云フハ稲垣佐藤同説ナレバ「クダレ」トスル方可然哉

第四図ノいろは哥ハ之ヲ習字ニ用キルト哥曲ニ用キルトハ同一視ス可ラズ哥曲ノ方ハ自ラ意義ヲ表スベキ発音ニテ其意義無常ヲ觀ズルニアレバ教化ヲ施スノ用ニ供スルハ允ナラズ除ク方可然哉

〔歌詞選定委員佐藤誠實の解説〕

第一圖

第一曲

ひらけにほへ

花ニひらくるト云フ事古人往々用キタルハ世人ノ稔知スル所ニシテ證左ヲ臚列スルヲ俟タザル事ナレドモ其言ハ原来開ノ字ヨリ混シ来レル者ナレバ快カラザルノミナラズひらけト云テ命令ニスル事ハ通常ノ語法ニ協ハサレバ改メタク思ヒシナリ朱書ノ如クかをれトスルトキハ音調諧和シテ豪モ憾ナシトスルナリ

第二曲

あがれさがれ

アガレル世クダレル世ナレド古人ノ常用ルノミナラズ詩経ノ古訓ニ韻類ヲトビアガリ、トビクダルトモ訓ゼレバヤハリクダレト改メタシ

第四曲

とまれやどれちぐさのほたる

ちぐさハ果シテ千種ニ混ゼザルニモセヨ螢ノ宿所ニハ千ノ字虚設ニ属スルニ似タリ因テくさばト改メタシサレドモくさばニテハ調子ニ適セズトスルトキハ旧ノマヽニシテ置クモ可ナラン

第七曲

つもれたまれ

此條ハ詰問シタルニアラズシテ疑ヲ致シタルナリ今極メテ希ナル事ノ偶有ン事ヲ望ムト云ヘル高論ヲ聞テ積疑氷釋セリ

第三圖

第一曲

はなみにゆきませ

當初卒然之ヲ見テ頗ル其鄙拙ナルヲ覺エシガ今高論ヲ聞キ再ヒ取

テ熟視シテ始テ圓璧ノ微瑕ナキヲ知レリ謝々

第四圖

いろは

今學校ニ於テ習字ノ初ニ之ヲ用ルハ七字ヅヽヲ截チテ一句トシ濁音ヲ雜ヘズシテ意義ナキ者ノ如クスルヲ以テ四十七箇ノ假字ヲ授ケンガ為ニスルナリ四句ノ偈文ノ意ヲ述タル今様歌ヲ用ルニアラズ且ツ唱歌ニハ有為ノ奥山ナド云フ歌ヲ取ラズトモ差支ナキ事ナレバ餘ノ古キ今様歌ニテモ今新ニ製シテモ用キタキ事ナリ

第七圖

みわたせば云々おりはへて

おりはへてハ新撰萬葉集ニ折蠅トアレバをりはへてト書クベキヲ後ニおりはへてト誤レルニ因テ續拾遺集ノ歌ノ如キ織ニカケタル詞モ出来リシナリ因テをりはへてト改ムルカ外ニ好字面ヲ撰ビテ用タル方宜シカラント思フナリ

第八圖

第一曲

わが日のもとの

カスメル日影アフギテゾトシテハ曲調穩ナラズトセバカスメル日影アフギミテトセバ如何

第二曲

雲間にさげぶ

雲間を木の間に改メタレドモ自ラ穩ナラサルヲ覺エテ前ニ已ニ抹殺シタルナリ

第九圖

第二曲

はるもななばをすぎのとを

をノ字ハのノ字ノ如ク輕キ字ニアラサレバ重ナリタルヲ厭テ改メ
ントセシナリすぎノ言過ト杉トヲ重タルヲ知ラザルニアラズサレ
ドモをヲのト改メテハ過ノ意明ナラズトセバはるななばもトシテ
モ宜シカルヘシ

第十一圖

閩のいたとの

霞のなかヲ霞のうちト改ルトキハ其餘ハイヅレニテモ宜シ

第十二圖

第二曲

とまるもゆくも云々さきくとばかり

飯生ハさきかれト云ン方慥ニテ宜シト思フナリ

第三曲

ちしまのおくも云々やしまのそとのまもりなり

やしまのそとのまもりト云フ事ヲ八洲ハモトヨリ扞衛ニテ蝦夷ト
沖繩トハ八洲以外ノ扞衛ナリト云フ意ナルベシト誤解シタル故や
しまのほかト改メタク思ヒシナリ高説ノ如クナラバ國のとのへの
まもりなりトモわが大君のまもりなりトシテモ宜シカランサレド
モ高説ニ据ルニ内外ヲうちそトヨメル事モアル由ナレバ旧ノママ
ニテモアルベシつゝ、みなくハアマリ古言ナレバ改メタシ

第十三圖

第三曲

みどり云々みつせ川

飯生ハ諸行無常ノ説ノ如キ輪廻ノ説ノ如キハ之ヲ教科ノ用ニ供ス

ベカラス況ヤ其偽造ニ出ル者ハ益用キルヘカラスト思ヒシナリ高
説ハ真ニ人ヲ以テ言ヲ廢セズト謂フベシ

第十四圖

第一曲

きみがよは云々さざれいしの

サ、ヤカ、イサ、カノサ、ヲ俱ニ清ミテ讀メバ是モ清テ讀ムベク
思ヒシガ證左ノ鑿然タルヲ以テ當ニ高説ニ從フヘシ

〔歌詞選定委員稻垣千穎の解説〕

第一圖

第一曲

ひらけにほへ

ひらくるト下二段活用ニ用ル方正シキハ論ヲ俟タザレドモ今ハ暫
ク童謡ニヒライタ、ヒライタ、等ノ詞アルニヨレリ

○日本語法花ニハ必さくト云ヒテひらくト云ハズ云々ノ高論コレ
マタ論ナシ然レトモ今編成スル所詞ハ悉ク延曆以前ヲ用ヒ人ハ神
世ノイハユル青人草ヲ用ルニ非ズ偏セズ頗セス例ヲ中古ニ取ラバ
十分ノ者ナルベシは何トナレバ今ニ適スルヲ主トスレバナリ花ニ
ひらくト言ヒタルハ(但シ下二段ニシテ今用キタル童謡ノ格トハ
異ナリ)風雅集見わたせばかすがの野べふかすみたちひらくる花
ハさくら花かも続千載集はるのくるかたをてらして法の花ひらく
る時を世にぞしらす拾遺愚草あしがきはまぢかき冬の雪ながら
ひらけぬ梅にうぐひすぞなく新後撰集世々をへてたへなる法の花

ならばひらけん時のちぎりたがふな源氏文字クサリひらくる花に
まふ小てふノ類枚挙スルニ堪へズ此等皆花ニひらくト言ヘルヲ以
テ強ヒテ誤トシ我國語必花ニハさくトノミイフベシトセバ大ニ抵
觸スル所アラン奴決シテ上世太古ノ語ノミヲ用キテ明治ノ人民ヲ
教育スルヲ目的トセズ請フ再省ヲ玉へ

さげやト云フゾ勝ルトノ命ヲ辱クスさくハ花ニハ極メテヨキ詞ナ
レドモさげやにほへニテハ語調甚悪シ況ンヤ絲竹ニ旋スニ於テハ
タゞニ韻ノ調ベザルノミナラズ語勢聞クニ堪へズ請フ自ラ唱歌シ
テ其可否ヲ辨ジ玉へ恐クハ畠水練ノ誹ヲ来スニ至ラン都テ音律上
ニテハ耳ヲ第一トシ心ヲ第二トシ目口之ニ亜グ目口ヲ以テ耳ヲ害
セザラン事ヲ要ス但シひらけト四段童謡ノ格ヲ是トスルニハ非ズ

第二曲

あがれさがれ

是モ俗言アガリ、サガリノ例ニヨル

おりよと改ムベシ云々よトテニヲハニテ命令スルハ第一曲のさけ
やト改メ玉ヘルト同ジ耳ヲ知ル者ノ言ニ似ズくだれトスル方可ナ
リ

第三曲

つぼめひらけ

説第一曲ノ條下ノ如シ此曲コトニ童謡ヒライタヒライタ蓮華ノ花

ガヒライタ、ツボンダ、ツボンダ、云々ノ語ニヨル

第四曲

とまれ、やどれ、ちぐさのほたる

ちぐさハ千種ニ混ズトノ高論解シ得ズ何トナラバ螢ニ千万種アラ

バ混ズベケレドモ螢ハタゞ一種(但シ大小ハアレド)ニシテ万種
千種ト云フ語螢ニ用キルベキニ非ズ例モイマダミズ(モシアラバ
示シタマへ)サレバ決シテ混ズルノ理ナシ草ニハ百草、千草ト云
ヒ漢ニモ万草千草ノ語アリテ甚適セリ(音調モ亦可ナリ)猶之ヲ
混ズルガ如キ人ハ其終必言語ヲ以テ談ズ可ラズ一々画圖ニヨリテ
語ルニ至ラン河橋ヲ箸トシ鳥ノ鶴ヲ鍋ノ蔓トシ身ヲ箕トスルノ
比ニ非ズシテ釘ヲ莖トシ曲物ヲ負物トシ鑑ヲ柿ト混ズルト同一例
ナリ誰カ之ヲ聴耳ノ人トイハン何トナレハ千草ハ濁音千種ハ清音
(通常ノ語モ然リ)ニシテ弥混同スベキ語ニ非レバナリ
くさばト改メヨトノ説ナレドサテハ音ノ高低譜面ニツキテ驗スル
ニ甚悪クシテ聞苦シ

第七曲

つもれたまれをさゝのあられ

無キ事ヲ希フニ非ス笹ノ上ノ叢ハ多クスベリテトマル者少シ故ニ
希ニアル事ヲ希フニテ兒童ノ性情多ク此ノ如キモノナリ譬へバ慈
父母ノ其子ヲ育スルガ如シ父母必其子ヲシテ天下第一ノ人タラシ
メン事ヲ願フベシ天下第一ノ人希ニアル所ニシテ決シテナキニ非
ズ父母ノ情然リ

笹ノ葉ノ叢ハツモルモノニモタマルモノニモ非ズトノ高論イカゞ
侍ラン是ハ日本紀ニサハバニウツヤアラレノタシタシニ、ナドア
ルヨリオボシヨラレタルナルベケレドモ今葉ハイハ又ニ少シク工
夫アリ笹ノ葉間枝岐ニ少シハタマリモツモリモスルハ常ノ事ナリ
奴之ヲ驗スル事数十年ナリ幼時之ヲ掌ニウケテ遊ビシ事今ナホ覺
エタリ但シつもれハとまれニ改メテモヨロシケレドナホ本ノ方可

ナラン餘縷ハ末ニ具ス

第二圖

第二第二曲

しげれ、おほへ、ひめまつ、小まつ、

是ハしげれ、しげれト重ネタル方優ナルコ、チス速ニ改メントス

百拜謝高論

第三圖

第一曲

はなみにゆきませよしの、さくらあきみてつげませたつたのみみぢ

秋見にゆきませト改ムベシトノ高論ヲ賜フ然レトモ本ノマ、つげ

ませニテ語格違フニ非ズ音調モ美ナリ凡テ對ノ所ハ少シヅ、語ヲ

異ニセザレバ優ナラズ故ニ律詩長歌和漢ミナ然リつげませニテ悪

シクハ其故ヲ承ラマホシ

第四圖

いろはにほへどちりぬるを云々

此今様歌四句偈文ノ意ナル事今ノ兒童ハ必僧侶ノ説法ヲ俟タズシ

テヨク辨知スベシ教科ニ供ス可ラズトノ命アレドモ今天下数万ノ

小学(直轄両師範学校ハ言ニ及バズ)皆此色葉ヲ以テ習字読書ノ第

一着手トス既ニ習字読書ニ用キバ之ヲ絲竹ニ施シ之ヲ唱歌スルモ

必妨害ナキ者ト認テ可ナラン初文部省此歌ヲ以テ小学ニ施シ、モ

諸行無常是生滅法等ノ意ヲ取ルニ非ス必此歌ノ博ク人口ニ膾炙シ

普ク俚耳ニモ入レルヲ以テノ故ナルベシ今モシ之ヲ歌謡ニ施ス可

ラズンバ小学習字読書ノ用ニハ最モ供ス可ラザルガ如シ請省セヨ

第六圖

ねむれよ云々

平語ヲ以テ綴リタルハ所謂子守歌ニシテ鄙俚ノ子女モヨリ解シエ

ン事ヲ主トスレバナリ第二曲以下よくねるト改ルモ可ナリ

第七圖

みわたせは云々

おりはへては、をりはへてトスベシ云々 月清集さなへとる鳥羽

田のおもにあめをえてをりはへきなくほとゝぎすかな是ハ時節ニ

テヲノ假字ナリ続拾遺集立田姫いまや梢のからにしきおりはへあ

きの色ぞしぐる、続古今集久かたのかつらの里のさよごろもおり

はへ月のいろにうつなり此二首織ト時節トヲ言ヒカケタルナリサ

レドオオの假字タガヘリ今ノ唱歌ノ如キハ全ク織ノ意ニテハハハ

延ノ意即チ栲繩之千尋繩打延ノ延ノ如クトリナセリカクテハヲノ

假字ニテハ大ニ違ヘリ故ニおりはへてトテノ辭ヲ用キル

第八圖

第一曲

我日のものあさばらけ

かすめる日影あふぎてぞト改ルハ仰グノ詞オモシロキ様ナレド第

四句ニぞノテニヲハヲ用キ第八句ニ至リテべきときニテ結ブハ少

シク唱歌スルニ當リテ穩ナラヌヤウナリはるたつけふをぞしりぬ

べきト第七八ノ句ニテ係結ヲナスハ調可ナル心地スレドナホ本ノ

マ、ノ可ナルニ如カズかすめる日影ヨリかすみそめたるノ方優ナ

リト思惟スルハ第七句ニはるたつけふをぞトアル如ク立春ノ日ノ

意ナル故ナリ且此歌本居宣長ノ「さしいづるこの日の本のひかり

よりこまもろこしもはるををるらんノ歌ノ意ヲ取レルナレハヤハ

リ日影よりトシテオカン方願ハシ

第二曲

雲間にさけぶほととぎす坂根ににほふ云々なつきにけりと天地に云々

何故ニ雲間ヲ木の間ト改ムベキニカコレハ第六句ニ天地にトアル天ニ応ゼンガ為ニ雲間トセル也木の間ニテハ天地ノ詞何ニヨリテカ来ベキマサカニ神学者流ノ所謂高天原ナル香山ノ榊ノ間ニテモ非ルベシイカバ

第九圖

第二曲

はるもなかばをすぎのとをおしあげがたに云々

なかばをのをトすぎのとをノをト重リテ聞苦シカルベシトノ説ナレド決シテ聞苦シカラズ音調モアシカラズ凡テ辞ハ自然ニ重ルハ何程重リテモ苦カラズ(但コレハ詞ニツキテイフ音楽上ニトリテイフニ非ズ)然ルヲ却テ作為ヲ以テ強ヒテ他ノ辞ヲ用ントスレバ大ニ害アリ彼ノ風かよふねざめの袖の花のかかをる枕の春のよの夢又冬がれの森のくちばの霜のうへにおちたる月のかけのさやけさ又いほばらのきよみのさきのみほのうらの又春のかきりのけふのひのノ類ノ決シテ聞グルシカラヌガ如シ故ニ古人此ヲ撰集ニ収メタリ今モシ貴説ノ如ク辞ノ重ルヲ厭ハバ前件ノ歌ノ如キハ評ノ下ス可キ無ラン貴示ノ如クなかばのすぎのとをニテハ甚味ナシ何トナラバすぎハ杉ト過去トイヒカケタルニテ仲春モスギテ稍季春ノ節ニテ此詞ニテ落花ノ意ヲオモハセタルナリ若シ此イヒカケニ関セズバ杉ニハ限ラズ栗ニテモ榧ニテモ紫檀沈水金銀珠玉或

ハ石灰ペンキ塗ノ戸ニテモヨロシカルベシ(但此ノ杉ノ戸松ノ戸檜ノ戸ノ類是等ノ木ノ多ク生ジテアルアタリノ住家ヲイフトノ説アレド奴ハ是等ノ木材ヲ以テ作りタル戸ナリトイフ説ヲトルナリ)第七句木々ヲ枝ト改ルハ何ニテモアリヌベシ

第十一圖

閨のいたとの云々かをる日影のやゝさしそめて

ヤハリ本ノマヽノ方可ナルベシ強ヒテ改ルニ及バズ且第一句ニ明行空といひ結句ニ明ぼのトアレバ第二句ニ朝日ト再三イハンヨリハ日影トノミイフ方穩ナラン第一句明行空トトヒテ第三句ニさしそめトアレバ日影トノミニテ朝日ナル事誰モ知ルベシ。霞のなかヲ霞のおくと改ルハヨロシサレド霞のなかと云ヒテモ其なかハ中心正中ノ中ニ非ズ中外内外ノ中内ノ意ナレバなかと本ノマヽニテモアシカルマジ

第十二圖

第一曲

ほたるのあかり雪のまど

コレハ改メタル方ヨロシカラズ数多ノ月数スギノ戸ヲト改メラレタルハ必モトノ如ク杉ト過去トイヒカケニトラレタルナルベシ第九圖第二曲ニ春モナカバノスギノ戸トセラレタルトハ大ニ異ナリ

第二曲

とまるもゆくも云々さきくとばかり

音の調本ノママノ方ヨロシコレニテモさきかれノ意ニナルベシ却リテさきかれトイハンヨリさきくとト言ヒ残ス方餘意アルコヽチス

第三曲

ちしまのおくも云々やしまのそとの

ソハモト背ノ意ナルハ勿論ナレド内外ヲウチトトモウチソトトモ
ヨムベシ難ゼラレタル如クニほかトシテハ外国他国の為ノ守ノ如
く聞エテ悪シ外郭外山ナドほかトヨミテハ意違フナリそとト
云ヒテモ中外ノ外ニテ外面ノ意ニナル故ニヨロシ強ヒテ背面ノ意
トノミオモフハ少シク上古ニ僻スルニ近クヤアラン縦ヒ強ヒテ背
面トスルモほかトシテ我ニ関係ナキモノ、ヤウニスルヨリハ可ナ
ラン

第十三圖

第三曲

みどり云々みつせの川

みつせ川タトヒ我国偽造ノ仏経ヨリ出デタリトモ今仏字梵経ヲ教
ル為ニ非ス既ニ源氏談ニモ引用セレバ用ルモ害ナキガ如シ但シ仏
経ヨリ出デタル語ナル故ニ教科ニ用キズトナラバ兎モ角モアルベ
シ偽経ヨリ出デタル故ニ取ラズトノコト解シ難シ僧尼及仏道教導
職ノ輩ハ何トモイハバイヘ當取調所ハ仏経ヲ講ズル精舎ニ非ズ僧
尼ヲ度スル壇ニ非ズ縦ヒ釈尊金口ノ正説タリトモ取ラザルハ取ラ
ズ偽経ナリトモ取ルベキハ取ルベシ何ゾ瑣々タル真偽ヲ論ゼンヤ
若又偽経ヨリ出テタル假托ナル故ニ取ラズト言シカ釈迦牟尼世尊
ノ金口ニモ假托アリ方便アリタゞ假托ユエニ取ラズトナラバ可ナ
リ(併シ歌ヨミ家ハ少シ困スベシ)金口ノ假托ナラザル故ニ取ラ
ズト其口ノ金銀銅鉄ノ分量ト賈値の高下ニヨリテ取捨ヲナスハ少
シク商價ノ口ニ似タルコ、チズ

此第十三圖ノ唱歌ノ譜西人某氏ノ所作ニシテ歌アリ(此譜甚有名
ナルヨシ)大ニ訳ニ困ム故ニ綴リサマヨロシカラズ寛恕ヲ玉ヘ

第十四圖

第一曲

きみがよはちよに云々さざれいしの

さざれニ濁点ヲウツ可ラズトノ説一応ハ聞エタル様ナレドモ伏シ
難シ抑さざれ石ノさざハ小ノ意ニテ小ヲ清音ニ用キタルハ允蒸天
皇紀ニ佐瑳羅餓多邇之枳能譬毛弘コレ小紋形錦之紐ヲノ義ニテ清
音瑳ノ字ヲ用キ其他小ヲさ、けしナド云フモ清音ナリ然レドモ熟
考フルニ小ハ清濁両様ニ用キ其上ニ小石ノ方ハ濁音ノ方ヲ古ヨリ
用キ来タリ例ハ万葉集左射礼思母(小石モ也)ト見エタル此ノ射
ノ字ニテハ慥ニ濁音トモシ難ケレド同十三卷沙邪礼浪トアリ(小
浪ナリ)コレ小ヲサバト濁音ニ用キタル確証ニテ射ノ字モ万葉ニ
ハ多ク濁音ニ用キタリ況ヤ十三卷ノ邪ノ字ハ濁音ニシテ決シテ清
音ニハ一モ用キタル例紀万葉共ニナキヤヤサテ射ヲ濁音ニ用キ
タル例ハ万葉集ニ可射之多里又登毛爾加射左受ナド見エタル挿之
ノ意ニシテ濁音ナリサレバ小連小石ノ類上ノ邪ノ字ト相待チテ清
音ナラザル事決スベシ(和名抄ハ強ヒテ清濁ヲ論ズベキ書ナラネ
バ引カズ)ナホ旁例ラヲ案ズルニ山陵ヲサバキト濁音ニヨブ(但
シ今俗ニサバギトイフハ誤ナレバトラス)モ即小城小丘ノ意ニテ
サバヲ濁音ニヨフ例ナリ俗ノ箏曲家謡曲家及ビ長唄老松ノ曲等モ
(但浄ルリノ老松ニハ此詞ナシ)皆さざれト濁リ宮内省雅楽局君
ケ代ノ曲モ亦さざれト濁リテ歌ヘリ(但シコレモサバレト歌フヲ
誤トナラバ改ムベケレド)古今雅俗皆カクノ如シナホ濁ルベカラ

ズバ改ムベシ今や俊人在官廝養モ文珠遊夏走卒モ富樓那我貢ナリ
濟々タル編輯ノ士必度越ノ見アラン伏シテ開示ヲ乞フ

特異、コノちよにやちよにノ歌古今集賀ノ部ニ収メテ我君はち
よにやちよにトアリ諸書ニ見エタルモ皆然リ然ルニ雅俗共之ヲ
管絃ニ施スニハ君がよトノミ誦ヘリ未其故ヲ解セズ(但ウタヒ
口ノ善惡ト前後ノ詞ニハヨルベケレド)今幸ニ譴責ヲ免ルト雖
モ実ハ奴ノ不幸ナリ希クハ高論ヲ聞カン
つもれたまれ

第一図第七曲ノ下ニ笹ノ葉ノ藪ハツモリモタマリモスル者ニ非ズ
是ハ無キ事ヲアレカシト云ヘルニヤト難ゼラレタリ其無キ事ニ非ズ
シテアヲ事ル希フナルハ既ニ陳ゼリ然シテ無キ事ヲアレカシト願フ
モ人情常ニアル事ニテ怪ムニ足ラズ下ニ出ス數歌ノ如キ必高評アラ
ン伏シテ開論ヲ乞フ

俚歌ニ云鶯鳥のはねあるならばとんでゆきたやぬしのそば 未ダ
羽翼アルノ人ヲ見ズ但シ是ハ論ズルニ足ラズ

万葉集卷二長歌柿本人磨夏草のおもひしなえてしぬぶらん妹が門
見んなびげ此山コレハ人丸石見国ヨリ妻ニ別レテ京ニ上ル時ノ歌ニ
テ故郷ノ妻ノ家門ヲ望ミ見ントスレドモ高津山具間ニ障リテ見エズ
因テ靡ケ此山トイヘルナリ古今集雜上在原業平あかなくにまだきも
月のかくるゝか山のはにげて入れずもあらなん(此歌解ヲ下スヲ待
タス)此二首一ハ歌聖ノ作一ハ歌仙ノ詠ナリ然シテ其無キ事ヲ願フ
コトカクノ如シ山ノ靡キモ逃モセザル者ナル事ハ(但山足トイフハ
アレド此足ハ用ヲナサス又風土記神仙伝等ノ説モトヨリ取ニ足ラ
ズ)稚児も知ルベシ人丸業平ニシテ豈之ヲ知ラザランヤ然シテ痴情

斯ノ如シコレ其聖仙タル所以ナリ抑歌ハ人情ノ感ズル所詠嘆恸嗟ノ
餘ニ発スル者ニシテ(中世ノ今様ナドニハテニヲハノ調ハヌサヘマ
ハアリコレハコトニ歌ヒ口ノ調ヲ主トスレバナリ)理論ニ拘泥セザ
ルヲ可トス立田川ノ紅葉ヲ錦ト見玉ヒシハ奈良帝ノ御目利違ヒ芳野
山ノ桜ヲ雲トミシハ人丸ノ老衰眼ゾナドトイハバ此道忽地ニ墜チテ
人丸赤人必九泉ノ下落ノ底ニ泣キ貫之躬恒身ヲ牀下ニ竄シ定家家
隆ノ倫ハ将ニ穴蔵ニ逃ゲ入ラントス悚懼ニ堪ヘス寛大ノ處置コソ願
ハシケレ

〔編輯局長島田三郎ノ意見〕

小官音学ニ於テ毫モ知ル所ナキノミナラズ国語ノ邊モ亦之ヲ習ハ
ズ故ニ本案ニ於テ評ノ可レ下ナシ幸ニ局員佐藤誠實ノ語学ニ曉ルア
ルヲ以テ就テ之ヲ質セシ所別冊記スル所ノ意見ヲ差出セシニヨリ進
呈シテ御参考ノ資ニ供シ候冊中朱点〇ヲ附スルモノハ改正セザレバ
不都合ナリト思惟スル廉ナリ其朱線——ヲ字傍ニ附シタルハ改正セ
バ更ニ可ナルベシト思惟スル廉ナリ但第一図第一曲ハ「ひらけ」ノ
句ヲ改メテ「サケヤ」トスベシト云フ誠実ノ案(第三曲モ亦同ジ)
有之候得共其首句ニ「ひらけ」ト云ヒ次句ニ「にほへ」と云ヘリ是
レ蓋シ「け」と「へ」ト韻調ヲ取り(第三曲ノ「つぼめ」「ひらけ」
ノ「め」「け」も亦同ジ)シ者ナルベケレバ之ヲ「サケヤ」ト修正
スルトキハ假令語法ニ適スルモ声曲ニハ合ハザルベシ此ヨリ推考シ
来レバ此等ノ点尚ホ多カラン要スルニ厳ニ語法ヲ論ズルモ声曲ニ合
ハザレバ唱歌ノ用ニ適セズ獨リ唱歌ノ便ニ取リテ語法ニ違フトキハ
世ノ之ヲ誹譏スルニ遭ン仍テ此等ノ諸点ヲ完美ナラシメンニハ更ニ

音楽取調所ニ付セラレ改調相成候様トノ御裁決有之度存ジ候也

第壹圖唱歌

第一曲

ひらけにほへそのふのさくら

○ヒラケハウケマケナド、同ジ働ノ言ニテヒラケヒラクルヒラクレト働ク言ナレバ古言ノ外ハヒラケヨトカヒラケネトカ云ハネバ命令ノ言ニナラズヒラケト云ヒテ都テ命令ニナルハヒカラシキヒラケト活ク言ニテ書ヲ披ク口ヲ開クナドノ開クニテ花ノヒラクルトハ自他ノ別アリ況ヤ花ニ開クルト云フハ開ノ字ヲ書ク開クナトノ開クト同シヤウニ訓メル語ニテ花ニハサクト云フソ我國ノ言ナルサレハ此ハサケヤト云フソ勝ルヘキ

第二曲

あがれさがれ

○サガルハ俗ニ云フブラサガル事ナリ此ハオリヨトカクダレトカ云フベシ

第三曲

つぼめひらけ

○ヒラケハ此モサケヤトスベシ

第四曲

とまれやどれちくさのほたる

ちぐさハ千種と混すれバくさばとすべし

第七曲

つもれたまれをざさのあられ

笹の葉ニ霰ハツモルモノニモタモルモノニモアラズ是ハ無キ事ヲ

有レカシト云ヘルニヤ

第二圖唱歌

第二曲

しげれおほへひめまつこまつ

覆ハル、モノヲ舉ズシテオホヘト云フハイカバアラン是ハシゲレシゲレト重ネタランゾ前ノ唱歌ノサマト同シクテ宜シカルベキ

第三圖唱歌

第一曲

はなみにゆきませ。よし野のさくら。秋見てつげませ。たつたのみぢ。

秋見にゆきませとすべし

第四圖唱歌

いろは云々

○是ハ諸行無常等ノ四句ノ偈文ノ意ヲ述タル歌ナリ教科ノ用ニ供スヘキモノニアラス

第六圖唱歌

第一曲

ねむれよ子云々

コレヨリ下ノ三曲平常ノ言ヲ以テ綴リテ餘ノ曲ノ言ト均シカラズコレハ必ス其故アルヘシ 第二曲第三曲ニヨクネタ子トアルハ第一曲ノ如クヨクネル子トスル方マサルベシ

第七圖

第二曲

見わたせばやまへには云々

○オリハヘテハヨリハヘテトスベシ

第八圖唱歌

第一曲

我日のもと朝ぼらけ

カミスカミソメタル日影ヨリハカスメル日影アフギテゾトスヘシシリ

ヌベシハシリヌベキトスヘシ

第九唱歌

第二曲

はるもなかはをすきのとを

ハルモナカハヲスキノトラハヲノ字カサナリテ聞キグルシカルベ

シ春モナカバノスギノトヲトスベシ 木々キキコソハ枝コソトスヘシ

第十一唱歌

聞のいたとの

カヲル朝日ノヤ、サシソメテハカヲル朝日ノサシソメヌレバトス

ヘシ ○霞ノナカハ霞ノウチ又ハ霞ノオクトスベシ

第十二圖唱歌

第一曲

はたるのあかり雪のまど

ホタルノアカリハホタルノ光トスヘシ フミヨム日數カサネツ、

イツシカトシモスギノ戸ヲハフミヨムツトメ重ネツ、アマタノ日

數スギノ戸ヲトスヘシ

第二曲

とまるもゆくも

サキクトバカリハサキカレトノミト云フヘシ

第四曲

ちしまのおくも

○八島ノソトノハ八島ノホカトノト云フヘシソトハ背面ニテ即チウ

シロノ事ナリ ツ、ミナクハツ、ガナクトスヘシ

第十三圖唱歌

第三曲

みどりさかゆる

○みつ瀬川ハ源氏物語ナトニ引用セレドモモト十王経トイヘル我國

偽造ノ佛經ニ出タルナレバ教科ノ用ニ供スヘキニアラズ

第十四圖唱歌

第一曲

きみがよは

ササレ石ハサ、レトスベシ濁點ヲウツベカラス

第十三圖唱歌三首トモツ、ケサマヨロシカラズ

〔『回議書類』明治十三年二月、十五年六月上〕

〔手書き〕

修正をくり返した掛図にもとづいて『唱歌集』も編集を完了し、明治十四年十一月には出版権届を出し、一方、その初稿は文部省へ回付された。初稿を受け取った普通学務局長の辻新次は、そのトビラに再訂正の意見を朱書して差しもどしてきた。

「唱歌ニ関スル書籍ヲ文部省ヨリ出版相成候ハ該書ヲ以テ始メトスレバ世間一般ノ模範ト為リ向後唱歌ヲ普及スルノ基礎トモ為ルベキモノニシテ之ニ抛リテ小学生徒ノ徳性ヲ涵養スベキノミナラズ俚歌ノ旧弊ヲモ一掃スベキモノト存候然ルニ該書中記載スル所ノ歌曲ハ唱歌ノ大眼目タル徳性涵養ノ精神極メテ乏シキモノ往々有之候得共只ニ唱歌ノ音調ヲ教

フル材料トセバ差シタル不都合無カラン乎但シ上端貼紙ノ分ハ削除ノ上
発売相成方可然存候」(『回議書類』明治十三年二月〜十五年六月下)

「上端貼紙」の箇所とは次の部分である。
(一) 第三曲 初稿の題(柳すゝき)

- 一 なびけ やなぎ かはせのかぜに
- 二 まねけ すゝき はなのゝ風に

この歌詞に対する普通学務局の意見

「此歌は何如にも靡弱の体にて雄々しき氣なく俗間に歌ふ所のへ何を
くよく川ばた柳水の流を見てくらす などの類にて極めて野鄙なる者
なり兒女等此等の歌曲を諷詠せるに何如なる感動を起すへきか決して其
の徳性を涵養する所以に非ざるなり削除せざるべからず」

この意見に従って、第二稿では曲名を(小草すすき)と題し一節を「な
びけ をぐさ はるのかぜに」と替える。

普通学務局再度の意見 曲名(あがれ)

- 「あがれ あがれ 廣野のひばり」
- 「はしれ はしれ 川瀬の若鮎」
- 「のぼれ のぼれ 川瀬の若鮎」
- 「すゝめ すゝめ 浪間の小船」

という歌詞を示す。この歌詞には福岡孝弟文部卿の印および九鬼隆一文
部少輔のサインがあり、両者も同意したと思われる。

決定稿

- 一 あがれ。く。廣野のひばり。
- 二 のぼれ。く。川瀬の若鮎。

(二) 第二十曲(螢)〔現在(螢の光)といわれている曲〕

初稿三節の歌詞

つくしのきはみ みちのおく。わかるゝみちは かはるとも。かは
らぬころゆきかよひ。ひとつにつくせ くにのため

意見

「此歌は兒女の諷詠すべき者にあらず 且首尾整はず『かはらぬこゝ

るゆきかよひ』とは父子兄弟姉妹又は朋友の間には言はぬ事にて重に男
女間に契る詞にて互に他の男女に見えずして互に恋ひしたふ心の通ふと
いふ事なるべし 学校に於て兒女の徳性を涵養する目的の唱歌には甚不
適当なり 且結句に『ひとつにつくせ くにのため』とあるは何如にも
前句と連続せず此等の歌は削除しては何如」

修正決定稿

三節

- つくしのきはみ みちのおく
- うみやまとほく へだつとも
- そのまごころは へだてなく
- ひとつにつくせ くにのため

(三) 第二十二曲(ねむれよ子)に対する意見

初稿の歌詞

- 一 ねむれよ子 よくねるこには
- おめざめの そのもちあそび
- なにやろぞ ねむれよこ
- 二 ねむれよ子 よくねるこには
- 風車 つゞみに太鼓
- ふえやろぞ ねむれよこ
- 三 ねむれよ子 よくねるこには
- いぬはりこ おきあがりこぼし
- 鞠やろぞ ねむれよこ

意見

「第二十二 ねむれよ子ノ三句ハ俗間ニ行ハル、』こゝまでお出で甘
酒進上』ノ類ニシテ弊害ヲ生スルノ唱歌ト被存候 實ニ如此キ唱歌ヲ謡
ヒ甘言ヲ唱シ小兒ヲ睡眠セシメ覺ムルトキ之ニ賞品ヲ與ユレバヨシ與ヘ
サルトキハ欺キテ睡眠セシメシナリ 小兒ノ時ヨリ保母タルモノ欺クコ
トヲ常トセハ遂ニ習ヒ性トナリ成長ノ後果シテ如何按スルニ今該集ヲ御
頒布相成候時ハ世間保母ノ類漫ニ之ヲ唱ヘ徳性ヲ涵養スルノ御旨趣ヲ以

テ製定セラレシ唱歌モ反リテ徳性ヲ残毀スルノ具ト相成甚シキ不都合ト
保存候間右三句トモ删除相成可然乎」

修正決定稿

- 一 ねむれよ子 よくねるちごは
ちゝのみの ちゝのおほせや
まもるらん ねむれよ子
- 二 ねむれよ子 よくねるちごは
はゝそばの はゝのなさげや
したふらむ ねむれよ子
- 三 ねむれよ子 よくねておきて
ちゝはゝの かはらぬみかほ
をがみませ ねむれよこ

〔手書き〕

『小學唱歌集』全曲の歌詞は卷末楽譜を参照。

『小學唱歌集』と並行して『幼稚園唱歌集』の編纂も行われた。この
仕事はメーソン帰国後にとりかかったもので、内容的には『小學唱歌
集』中の幼児向きのものが多い。また雅楽部伶人の作曲による『保育唱
歌』も数曲含まれている。編集作業は明治十六年に完成していたが二十
年まで出版されなかった。

『幼稚園唱歌集』

緒言

- 一 本編ハ、兒童ノ、始メテ幼稚園ニ入り、他人ト交遊スル事ヲ習
フニ當リテ、嬉戲唱和ノ際、自ラ幼徳ヲ涵養シ、幼智ヲ開發セン
ガ爲ニ、用フベキ歌曲ヲ纂輯シタルモノナリ。
- 一 唱歌ハ、自然幼稚ノ性情ヲ養ヒ、其發聲ノ節度ニ慣レシムルヲ
要スルモノナレバ、殊ニ幼稚園ニ欠ク可ラズ。諸種ノ園戯ノ如キ

モ、亦音樂ノ力ヲ假ルニ非レバ、十分ノ効ヲ奏スル事能ハザルモ
ノナリ

- 一 幼稚園ノ唱歌ハ、殊ニ拍子ト調子トニ注意セザル可ラズ。拍子
ノ、緩徐ニ失スルトキハ、活潑爽快ノ精神ヲ損シ、調子ノ高低、
其度ヲ失スルトキハ畜ニ音聲ノ發達ヲ害スルノミナラズ、幼稚ノ
性情ニ厭惡ヲ醸シ、其開暢ヲ妨グル恐レアリ。故ニ本編ノ歌曲
ハ、其撰定ニアタリ、特ニ此等ノ要旨ニ注意セリ。

- 一 幼稚園ニハ、箏、胡弓、若クハ洋琴、風琴、ノ如キ樂器ヲ備ヘ
テ、幼稚ノ唱歌ニ協奏スルヲ要ス。是レ樂器ニヨリテ、唱和ノ勢
力ヲ増シ、深ク幼心ヲ感動セシムルノ力アルヲ以テナリ

明治十六年七月

『幼稚園唱歌集』

目次

- 一 心は猛く
- 一 蝶々 〔『小學唱歌集』より〕
- 一 進めく
- 一 霞か雲か 〔『小學唱歌集』より〕
- 一 學べよ
- 一 にはつ鳥
- 一 友どち
- 一 子供く
- 一 若駒
- 一 大原女

- 一 川瀬の千鳥
- 一 竹むら
- 一 雨露
- 一 冬のそら
- 一 花さく春
- 一 やよ花桜
- 一 燕
- 一 真直に立よ
- 一 我大君
- 一 こゝなる門
- 一 うづまく水
- 一 環
- 一 毬
- 一 兄弟妹
- 一 操練
- 一 風ぐるま〔保育唱歌より、東儀季熙作曲〕
- 一 蜜蜂
- 一 一羽の鳥
- 一 數へ歌

『幼稚園唱歌集』全曲の歌詞は巻末楽譜を参照。

次の書目は音楽取調掛が出版した唱歌教科書である。

唱歌掛圖初編 明治十四年九月出版届

- 小學唱歌集初編 明治十四年十一月出版届
- 唱歌掛圖初編續 明治十四年十一月出版届
- 小學唱歌集第二編 明治十六年三月出版
- 唱歌掛圖第二編 明治十六年三月出版
- 小學唱歌集第三編 明治十七年三月出版
- 幼稚園唱歌集 明治二十年十二月出版

(二) 音楽書の出版 明治十六年～十七年

音楽取調掛は三種類の音楽入門書を出版している。原書はいずれも英語の初歩的な音楽啓蒙書であったが、この訳本はわが国最初の系統立った音楽書として今日重要視されているものである。一部分下訳を買い取ったものを除き、訳業と校訂は取調掛員に課せられた仕事であった。翻訳稿は順次伝習生への授業のテキストとなった。

〔音楽書出版に関する伊澤修二の報告〕

音楽書類刊行ノ事

明治十六年七月音楽問答及ヒ樂典ヲ出版シ各五百部ヲ印刷ス同九月更ニ音楽指南ヲ印行ニ付ス是レマタ不日其功ヲ竣ヘントス音楽問答ハ音楽ノ大綱ヲ問答ニ擧ゲ初學ノ徒ヲシテ此學ニ入り易カラシメタルモノニシテ最モ便利ノ書トス樂典ハ音楽ノ典則規矩ヲ條述シタルモノニシテ分テ四編百條ト爲シ殆ド音楽ノ要理ヲ竭セリ音楽指南ハ音楽教授法ニシテ音楽ノ初歩ヨリ漸次歌曲ノ練習ニ至リ盡ク本掛所撰ノ唱歌掛圖ニ合セタルモノナリ皆音楽傳習上必需ノ書ナリ抑本掛創置以降音楽教科用書ニ乏シキハ傳習上一大所患ナリシカ該書類印行ニ係ルヨリ傳習上大ニ便宜ヲ得タレバマタ以テ此事業ノ一層進